

1 概要

1-1 目的

JHFの正会員である九州7都道府県連盟（鹿児島、宮崎、長崎、熊本、佐賀、大分、福岡）はパラグライダーのアキュラシー競技普及のため、パラグライダーアキュラシー九州リーグ（略称 PAKL）を開始し運営する。

本規程はPAJL（パラグライダーアキュラシーシャパンリーグ）に準拠し、主催者が開催しやすいように九州独自のルールを加えた。

1-2 開催期間

PAKLの年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終了する。（これは大会の成績の出る日で管理する）。

1-3 PAKLランキング

PAKLランキングは、九州で開催される大会の総合順位に対して与えられる点数のうち成績のいいほうから3大会の点数を合計し本リーグの計算方法によりランキングする。

1-4 参加資格

PAKLへの参加資格は次のものとする。

- ・有効なJHFフライヤー登録証を所持していること。
- ・JHFパラグライダーB級パイロット技能証以上を所持していること。

1-5 PAKLへの登録方法

PAKL参加希望者は、[福岡県ハング・パラグライダー連盟のホームページ](#)からPAKL登録ページにアクセスし必要事項を送信する。

1-6 保険加入

- ・フライヤーは各自の責任で、傷害保険に加入しておくことが望ましい。
- ・大会主催者は主催者賠償責任保険に加入しなければならない。

1-7 PAKLランキングポイント計算式

各大会におけるポイントは次の通りとする。

- 1 cm 1ポイントとする。
- 1大会で複数のラウンドがあった場合は最良ポイントを1つ計上する。
- 最終集計は成績の良い3大会の得点の合計とする。
- 同一得点の場合は年齢の高いものを上位とする。

1-8 リーグ表彰

年間ランキングはホームページ上で発表し、総合の上位3名、女子の上位3名を福岡県連盟ホームページ上で表彰する。毎年1月1日～12月31日までを集計期間とする。

1-9 リーグエントリーフィー

P A K Lエントリーフィーは臨時措置として当分無料とする。(ただし大会エントリーフィーは別途必要)

1-10 登録番号 (I D 番号)

登録番号は、毎年登録順に発行され、ホームページ上でのみ公開される。

この登録番号はP A K L集計のためにのみ使用し、各大会のゼッケンN Oとは別とする。

2 大会開催規定

2-1 大会開催の申請

- ・大会主催者はP A K L事務局にホームページ上で申請を行う。
- ・J H Fの公認を取ることが望ましい。(主催者賠償責任保険加入問題)

2-2 救急に関する規定

事故が起きた場合に適切な処置が取れるよう事故対策マニュアルを作成しておく。

2-3 大会期間

大会期間は連続した日とする。

2-4 ローカルルール

ローカルルールは参加選手に事前に広報される。

2-5 応募要綱

各大会主催者が提示する応募要綱に準ずる。

2-6 大会参加費用

大会参加費用は主催者が決定する。

2-7 セーフティーコミッティーとその役割

セーフティー・コミッティーは、選手から3名選考される。セーフティー・コミッティーはテイクオフ周辺を含めて飛行コース上が危険なコンディションになったときに、大会競技委員長にそれを連絡する。大会競技委員長はその情報を基にラウンドを続行するかどうかを決めなければならない。ただしラウンドを含めフライトを続行するかどうかの最終的な判断は飛行中の選手個人が下す。

2-8 大会競技委員長

大会競技委員長は、飛行中のセーフティー・コミッティーに状況の変化の確認をすることができる。大会競技委員長は選手を兼任することができない。

2-9 ブリーフィング

大会競技委員長は選手に対しブリーフィングを行わなければならない。

- ・重要なインフォメーション
- ・ローカルルール説明

- ・ 気象条件
- ・ 他

2-10 参加選手の実任

参加選手全員はブリーフィングの内容、タスクボードの記載事項に関して、正しく理解しなければならない。

2-11 結果の表示

結果の仮発表は、ラウンド終了後、可能な限り早く掲示する・仮発表は次のラウンドが開始される前に行わなければならない。ただし、リフライトが認められた場合は、その限りではない。

- ・ 仮発表後ローカルルールに明記された時間内にコンプレインの申し立てを行う
- ・ すべてのコンプレイン、抗議（プロテスト）を受け付け、結果訂正後、大会競技委員長の確認を受け結果の正式発表とする

2-12 不服申立て（コンプレイン）

コンプレインは訂正してもらうことが目的であり、抗議（プロテスト）を行うものではない。競技中何かに不満を持った場合、先ず担当役員にその処置につき援助を依頼する。その処置に不満がある場合、選手は競技委員長又はその指定する役員にコンプレインを行うことができる。このコンプレインは不満があった場合直ちに行い、迅速に処理しなければならない。

2-13 ペナルティーおよび失格

競技委員長は、競技者が競技規則に違反した場合、違反者にペナルティーを科すことができる。

ペナルティーの程度

- a) 重大な違反はそのラウンドに対し最大得点を与える
- b) スポーツ精神に反する行為は、大会失格とするペナルティーは、当該ペナルティーが科せられた日の結果表に記載される

2-14 抗議（プロテスト）

- ・ 抗議がある場合は、出来るだけ、当該ラウンドの次のラウンド開始前に行わなくてはならない
- ・ 抗議は、抗議事実が発生した時から 1 時間以内に書面で大会競技委員長に提出しなければならない。
- ・ 抗議は供託金 10,000 円を添えて行わなければならない。抗議が認められた場合は返却され、認められなかった場合は没収される

2-15 陪審員

陪審員は、セーフティコミッティーおよび大会競技委員長からなる。ただし、当該抗議に関わる人間は外れるものとする。

2-16 抗議の処理

競技委員長は、いかなる抗議も遅延なく陪審員に通知しなければならない。

2-17 審査

陪審はいかなる抗議についても、該当する FAI 規則および P A K L 競技規則に基づいて、双方の意見を聴取する。

2-17-1 処罰と決定事項

競技委員長は、結果および審査の概要を、公表しなければならない。

2-18 結果の集計

大会の結果は、登録者がそれぞれ P A K L ホームページ上で結果報告を行う。

3 飛行と安全の規則

3-1 航空法

参加選手は航空法に基づき飛行すること。

3-2 運用限界

参加選手は使用機材の J H F 運用限界を遵守すること。

3-3 アクシデントとその救助

参加選手は、アクシデントを起こした場合は即座に主催者に連絡しなければならない。連絡がなく救助が出た場合、救助の要請があった場合を含め、その救助費用は選手又はその家族が負担する。(ヘリコプターの要請費用を含む) なお、アクシデントを目撃したパイロットは可能な限りアクシデントの情報を大会主催者に伝えること。

3-4 保護用具の使用

参加選手は、安全なヘルメット、効果のあるレスキューパラシュート、ハーネスからのパイロット脱落防止装置を大会期間中装備しなければならない。

3-5 使用靴

あらゆる風の状況下で安全にランディング出来るものでなければならず、使用している靴のかかととつま先はランディングの自動測定装置に損傷を与えない材質と形で出来ていなければならない。

3-6 健康管理

心身ともに良好でない場合はフライトしてはならない。フライトに支障をきたす薬物やアルコールを摂取してのフライトをしてはならない。

3-7 衝突回避

- ・参加選手は空中接触しないよう十分に他機警戒に努め、フライトしなければならない。
 - ・空中接触をした選手は、グライダーに構造上の問題が発生した場合すぐに飛行を取りやめること

3-8 雲中飛行禁止

- ・雲中飛行は禁止とされ、競技役員、他の選手によって監視される
- ・雲中飛行とは、グライダーの一部又はパイロットが雲により、第三者からの視界から消えたときのことを言う
- ・多くの選手が雲中飛行をした場合、競技委員長は競技を中止する場合がある

3-8 バラスト

選手は、水又は砂のバラストを使用することができる。バラストを投棄する場合は、他の選手、第三者に迷惑のかからない範囲で行うこと

3-9 通信機器

飛行中は電波法に基づき、無線機を使用すること。通信機器は安全上の問題のみで使用すること。選手に有利な情報、例えばターゲットでの天候状況などの伝達のために用いてはならない。

4 大会競技規定

4-1 使用機体の変更

使用機体を大会開始後に変更することはできない。万が一使用機体が破損した場合は、大会競技委員長の許可を得て変更することができる。

4-2 ソアリング飛行禁止

競技コースはブリーフィングで指定された方向に向かってフライトすること。ソアリングして滞空時間を稼いではならない。

4-3 テイクオフの間隔

パイロットは条件に応じてファイナルアプローチからランディングにかけて選手同士が適度に離れるように一定の間隔を置いてテイクオフする。テイクオフしたパイロットとの間隔は**最低 1.5 分**とする。

4-4 スタート方法

- a) 予めくじ引きで決定された順番でテイクオフする。
- b) 申請時に添付されたローカルルールに明記された方法でテイクオフする。

4-5 テイクオフ

- ・選手はテイクオフ進行係からの事前の許可がない限りスタート方法に基づいて公表された順番にフライトしなければならない。
- ・テイクオフ進行係に前に出るように言われたときに、公表されている順番通りにテイクオフする準備が出来ていない選手あるいはテイクオフ進行係の許可を得ずにテイクオフした選手にはそのラウンドのフライト点数に代えて最大点のペナルティーを科せられる。

4-6 リフライト

リフライトは下記の理由の場合のみに認められる。

- ・選手がランディングポイントに接触する前 30 秒間に風速が規定の速度を超えた場合、な

らびに風向が著しく変化してアプローチが難しくなると審判が判断した場合、選手には自動的にリフライト権が与えられる。選手はそのフライト点数を受け入れるかリフライトするかを選ぶことが出来る。どちらかの決定は直ちに行わなければならない。

- ・選手がファイナルアプローチ中にターゲットが見えずターゲットにランディングしようとしなかった場合。選手はランディングするときに障害物を指摘（指し示すか叫ぶ）することが出来る。
- ・審判団が何らかの理由で正確な点数に同意できない場合。
- ・空中にいる他の選手をさけて安全なフライトをするために飛行プランを変更し、ターゲットにランディングしようとしなかった場合。
- ・外部からの重大な妨害が入り、選手のターゲットアプローチに明らかな悪影響を与えた場合。・技術的な問題または異常な条件に関連して地上の審判がそのフライトをターゲットアプローチに不適切と判断した場合。これには選手のプレフライトチェックの不備によるものでない装備の不良（コントロールラインの損傷またはフライト中に発生した大きなタックなど）、または選手がターゲットに届かない、または適切なファイナルアプローチをするには不十分な高度となるほどの急激な沈下が含まれる。リフライトは選手がターゲットに向かってフライトしなかった場合に許可される。選手は採点簿に署名する前にターゲットの大会審判に申し入れることによってのみ、論争となったフライトの後にリフライトすることを要望することが出来る。選手は他の人（審判長および大会審判を除く）と話をする前に記録担当審判にリフライトの申請をしなければならない。リフライトが認められた時点で選手の問題のフライトの点数は取り消される。リフライトが許可された場合は競技委員長の裁量により、そのラウンド中または次のラウンドの前にリフライトを行う。リフライトが認められずパイロットが採点に署名しない場合は不服申し立てと判断され、不服申し立ての示された時間を記録しパイロットに通知する。

4-7 他のパイロットとの間隔

フライト中のパイロットはターゲットへの安全で障害のないランディングを確保するために異なる高度でお互いに間隔を保つこと。ターゲット上の低い高度での追い越しは禁止とし最大点のペナルティーの対象となる。これは危険なフライト行為とみなされる。

4-8 ターゲット接近禁止の合図

安全面上ターゲットから離れてフライトするよう空中のパイロットに正式に知らせる場合はランディング測定フィールドの一人または複数の審判が**赤い信号旗**をはっきりと振ることによってその合図とする。

4-9 ファイナルアプローチの定義

選手がターゲットに機首を向け、大会審判がその選手はターゲットに向かってファイナルアプローチに入ると決心し大きく方向転換する必要がないとみなした時点でその選手のファイナルアプローチが開始されたと判断する。選手がその位置から更に大きな操作を行ったとしてもその判断は変わらない。

4-10 風速制限

ローカルルールに明記されている場合を除き、競技点数採点のために許可される最大風速は6.0 m/秒とする。競技フライト中に風速が6.0 m/秒を超えられる場合は風速が十分に収まるまで競技は中断される。なお、測定不可能な上層域の風は考慮に入れない。

4-11 ターゲットの障害物

選手はファイナルアプローチの際にはターゲットの完全な視界がなければならない。

4-12 アウトランディング

ターゲットエリアから外れてランディングしたパイロットは速やかに審判チームに報告しなければならない。 そうしなかった場合リフライトの要求は無効となる。

4-13 ペナルティー

- ・ 雲中飛行を行った選手には、そのラウンドに対し最大点を与える
- ・ 危険行為と判断された選手には、そのラウンドに対し最大点を与える
- ・ ランディングの際、体重を支えない程度のハーネスの接地は100点とする。

4-14 大会、ラウンドの成立条件

4-14-1 ラウンドの成立条件

P A K Lラウンドとして認められるためにはキャンセルの意思表示をした選手を除く参加選手全員が、そのラウンドで最低一回のフライトを行う機会を与えられなければならない。ラウンドが完了したときのみ（即ち全選手が点数あるいは罰則を受け取ったとき）そのラウンドの結果が得点として採用される。ラウンドの途中で中断された場合、そのラウンドは中断したところから再開する。

4-14-2 大会の成立条件

ラウンドが1本成立した時点で大会は成立する

4-15 優勝者

もっとも低い総合点を取得したパイロットが優勝者となる。

4-16 タスクボードへの記載事項

- 一般：日付、大会名、ラウンド本数
- タスク内容：ゲートオープン時刻、ラウンドテイクオフ順
- 安全に関する情報：ランディング報告用電話番号、大会本部の電話番号

4-17 パイロットの救助

選手は、ランディングしたならばすぐにグライダーを絞らなければならない。グライダーを開いたままにしておくということは、“救助の要請”を意味する。アクシデントを確認した選手は、次に挙げる要領で、無線を使ってできるだけ早く大会本部に報告しなければならない。

- ・ 自分のパイロットナンバー ・ アクシデントの発生場所
- ・ 位置の特定（GPS コーディネートを用いて）
- ・ アクシデントを起こした選手の名前、パイロットナンバー ・ アクシデントを起こしたパラグライダーの色、種類など タスクを放棄して、救助を行った選手には、その救助の内容を大会競技委員長が判断し、リフライトの権利が選手に与えられる。

5. 採点方法

5-1-1 ランディングの成功

ランディングの成功とは、次の2項を同時に満たす場合とする。

- ・測定フィールド内に最初に靴裏で接地すること。
- ・キャノピーが接地するよりも先に、選手の靴裏以外の、体の一部あるいは装備が、測定フィールド内に接地しない場合。ここでの装備には、アクセル、フットバーまたは牽引索を除外する。体重を支えない程度のハーネスの接地はペナルティ(4-13)に規程する。

5-1-2 ランディング地点

ランディング地点とは、最初に接地した靴裏の1点とする。ただし、片足裏全面で最初に接地した場合は片足裏全面、両足裏全面同時接地の場合は両足裏全面、両足裏の部分が左右同時接地の場合は同時接地した両足裏の部分となり、足跡のターゲットから最も遠い場所をランディング地点とする。

5-1-3 得点

- ・ランディング地点から、ターゲットの中心円の端との距離を、センチメートル単位で測定し、その距離を1センチメートル=1点で換算し、それが得点となる。(注：センチメートル未満は切り上げ整数とする)・
- ・ランディング地点がターゲット中心円上であれば、得点は0点となる。・ランディングの成功以外の得点は最大点となり、それは測定フィールドの半径の寸法である。

5-2 大会得点

選手の大会での得点は成立したラウンドの得点すべての合計点とする。5回以上のラウンドが成立した場合、最悪の得点(1個)は除かれる。

5-3 同得点

大会での最終成績で上位3人に同点があった場合、競技委員長がいずれかの方法で決定する。

- ・2人(あるいは全員)がタイブレイクのフライトを行う。
- ・年齢の高いものを上位とする。

5-4 採点の記録

フライトしなかったパイロットはDNFと採点表に記載される。失格となったパイロットはDSQと表記。共にそのフライトに対し最大点を与える。病気または事故により辞退あるいは大会失格となったパイロットは採点対象のグループまたはクラスのメンバーとしては扱われない。

5-5 自動測定装置の使用

最短15cmまでの点数が機械で自動測定される装置を使用することができる。選手は測定装置が作動するようにある程度の圧力をかけてランディングする必要がある。もし測定装置が作動しなかったりリセットされていなかったりした場合でも選手の最初の接地点がその上であった場合は、審判が公平かつ正確に測定できると言う条件で手で測定して採点を行っても良い。

5-6 点数の確定

採点記録係はラウンド終了ごとに速やかに成績表(掲示日と時間を明記)をPROVISIONAL (暫定) と題して公式掲示板に掲示すること。異議申し立ては成績表掲示後 1 時間以内に行わなければならない。時間内に異議申し立てが成されなかった場合には、成績表は公式のものとなる。

6. エリアおよび設備

6-1 ターゲット

6-1-1 位置

ターゲットが設置される場所は全方向からのランディングが可能であることが望ましい。ターゲットをどこに設置するかは競技委員長の判断にゆだねられる。ターゲットの設置場所はラウンドごとに変えることが出来るがラウンドの途中では出来ない。(ターゲット設置に際して: 丘陵からのテイクオフの場合 水平距離と高度差〔テイクオフからターゲット〕の比率は最大滑空率 5 : 1 とする。また、高度差の目安は無風状態で飛んだとして、滑空比 7 : 1 のグライダーがターゲット上空で対地高度が少なくとも 30 m あることが望ましい。

6-1-2 測定装置

ターゲットの中心部は出来れば黒地に黄色で区別した直径 3 cm の中心円盤を持つ自動測定装置であることが望ましい。この測定装置は中心円から最低でも 15 cm の位置まで 1 cm 以下刻みに測定可能でなければならない。装置は頑丈な基盤の上に設置し測定フィールドの平面に出来る限り水平に固定されなければならない。

6-2 測定フィールド

測定フィールドは選手の点数を確定出来るように平坦な場所とする。ターゲットを中心にしてはっきりとした円で表示する。その円は中心から半径 0.5m、2.5m、5m および 10m の位置に描くこと。

6-2-1 広さ

測定フィールドの最小半径は 10m とする。

6-2-2 構造

測定フィールドは審判がパイロットの最初の接地点を確認出来るような材質(草、砂、カーペット等) で出来ていること。測定フィールドは平坦なところに位置しなければならない。

6-2-3 立ち入り制限

審判長または大会審判は関係競技役員のみが立ち入り出来る範囲を測定フィールドの周りに設置する(ターゲットから少なくとも半径 10m とする)。その境界線を表示すること。

6-3 風向表示

空中からよく見える吹流しをターゲット付近の地上から 5m 以上の位置に設置する。ただしランディングアップ ローチの邪魔にならないように配慮すること。

6-4 風速記録計

風速測定センサーをターゲットから 50m以内の地上から高さ 5mから 7mの位置に設置し風速を自動的に記録することが望ましい。それが難しい場合または自動風速測定器が故障した場合は最低でも地上 2mの位置に設置された機械式の装置を使用しても良い。

7-審判チーム

審判は選手の成績を観察、記録、測定する役員である。審判はきわめて厳格な性格を有し公平で偏りのない決定を下すことが出来なければならない。

7-1 構成

理想的な審判チームは下記で構成される。できる限り以下の構成を満たすことが望まれる

- ・ 審判長・測定審判三人
- ・ 後方審判 ・ 前方審判
- ・ 記録係 ・ 風速監視係審判長を除く 7 人に加えて少なくとも 2 人の予備要員を任務の輪番または交代のために配置することが望ましい。

7-1-1 測定審判の義務

測定審判チームは三人からなる。その中の一人を風上上に配置し、各々が測定フィールド内でお互い 120 度の角度に位置するようにする。

- ・ 測定審判は選手の全ての接地点を観察し最初の接地点を確認すること。
- ・ 自動測定装置が作動せずしかも最初の接地点がその上であった場合審判が手作業で点数を測定する。
- ・ もし最初の接地点が自動測定装置の外であっても測定フィールド内である場合はそのパイロットの着地点として判断されるところに印をつけて測定する。
- ・ 最初の接地点が一つ以上あったと判断される場合、最も遠くのを着地点として測定する。
- ・ 測定後、読み上げ担当として指名されているチームの一人が記録係に点数を読み上げる。点数は記録係によって復唱される。

7-1-2 前方および後方審判

前方および後方審判は二人でチームを組み風上および風下で測定フィールドの外に位置すること。測定 審判により視界が妨げられる場合はやや左または右に移動すること。この審判の任務は選手の体の動きを観 察し選手の最初の接地点が左足か右足かあるいは両足によるものかを確認することである。また選手が失敗 したかどうかも判定する。

7-1-2-1 合図

前方および後方審判は判定結果を声で知らせるのではなく次に述べる合図で行う。・片足の場合 左足ならば左腕、右足ならば右腕を自分の肩の高さで体に対して直角にまっすぐ伸ばす。 前方審判は選手の左か右に合わせるのではなく観察したとおりの側の腕で合図する。

- ・ 両足の場合 両腕を腰の高さで体の前方に伸ばし手のひらを下に向けて全開する。 ・ 失敗の場合 左腕を頭上に。
- ・ 確認不能の場合 両腕を手首の位置で交差して体の前にまっすぐ伸ばす。

7-1-3 記録係

記録係は測定審判が読み上げた選手の点数を復唱して公式採点記録表に記録する。点数には選手のサインを取ること。記録係はラウンドの開始時刻、終了時刻、中断時刻を記録表に記載すること。

7-1-4 風速監視係

風速監視係は選手のランディング前 30 秒間の風速を監視する。風が最高限度を超えた場合公式記録表 に記録すること。

7-1-5 審判長

審判長は審判チームのチームリーダーでありターゲットエリアでのスムーズな運営に責任を持つ。またターゲットエリアでどの審判とでも交代することが出来る。また、選手と選手が空中およびファイナルアプローチにおいて接近しないようにする責任がある。審判長は条件が危険なものになりそうだと判断した場合は競技委員長に競技を一時的に中断するよう提言する。なお、最終判断は競技委員長が行う。

7-2 審判間で不一致が生じた場合

ターゲット場の審判員（審判長、測定審判三人、前方・後方審判）の間で二人以上が最初の着地点に関して同意出来なかった場合、そのパイロットは自動的にリフライトが許可される。

8 . 事務局

8-1 事務局の設置

- ・ ホームページ管理、集計当の業務を行うために事務局を福岡県連盟内に置く。
- ・ P A K L ホームページは福岡県連盟ホームページからリンクする

<http://www.hangpara.jp/fhpf/>